

2013年11月19日

北海道開発局長 澤田 和宏 様

北海道開発局室蘭開発建設部長 戸塚 貴 様

(一般社団) 北海道自然保護協会 会長 佐藤誠

十勝自然保護協会 共同代表 安藤御史・佐藤与志松・松田まゆみ

富川北一丁目沙流川被害者の会 代表 中村正晴

平取ダム建設問題協議会 代表 松井和男

苦小牧の自然を守る会 代表 鎌崎やよい

イテキ・ウエンダム・シサムの会 代表 佐々木義治

胆振日高高校退職教職員の会 代表 高橋 守

自然林再生ネットワーク 代表 前田菜穂子

ダム堤体建設工事用道路建設を含む平取ダム建設に関する質問その3

貴職から、私たちの9月10日付要望書に対する9月30日付ご回答をいただきました。その回答を検討した結果、貴職の動植物に対する環境保全措置についての回答およびアイヌ文化問題に対する回答について、一層の疑問が生じたため、引き続き質問書を提出いたしますので、明解にお答えいただくようよろしくお願ひ致します。

ご回答は、12月3日までに事務局を担当している北海道自然保護協会へ送付願います。

質問事項

1. ハヤブサの環境保全措置

私たちの質問に対して、貴職の回答は以下の通りでした。「平取ダム環境調査検討委員会第8回検討資料 資料3 4-2動物 表4-2-11に記載の通り、工事の実施による影響が考えられることから、環境保全措置として、工事中の繁殖つがいのモニタリングを実施し、専門家の指導や助言をいただきながら、繁殖つがいの反応に対応した工事ができるようにするとしています。このような環境保全措置を実施することから、工事により影響の最小化を図ると記載しているものです。工事にあたっては、これまでの調査結果、専門家からの指導や助言を踏まえ、同資料の表4-2-11に記載した環境保全措置を講じながら進めてまいります。」

しかし、上記資料では、表4-2-9において「営巣地直近で繁殖期に工事が実施された場合には、本種の繁殖に影響を及ぼす可能性が予測される。」と明記し、表4-2-11では、さらに「調査地周辺に分布する崖面を利用した、代替巣を確保する。モニタリングにより本種の繁殖への影響が見られる場合、工事による影響範囲外の調査周辺に分布する崖面に、代替巣を確保し、本種の繁殖を維持する。代替巣において本種が繁殖するかどうかは不確実である。」などと記述しております。

今回の回答において、私たちの質問に貴職が答えていない点は、「有効な保全措置として、貴職の保全措置が実際に成功しているのか、また、影響の最小化とは具体的にどのようなことを考えているのか」があります。したがって、以下の質問に明解に回答願います。

- 1) ハヤブサのモニタリングをどのように実施し、影響を最小化する内容を含んで、どのような保全措置を講じているのか。
- 2) モニタリング調査結果と保全措置の公表をどのように行おうとしているのか。
- 3) 専門家の指導や助言は、どのようなものであったか。それらを貴職はどのように踏まえて、どのように具体的な保全措置と結びつけたのか。

2. エゾサンショウウオの環境保全措置

私たちの質問に対して「同資料の表4-2-11に記載のとおり、直接改変により、本種の生息環境の一部が消失すると考えられることから、環境保全措置として、専門家の指導や助言をいただきながら、モニタリングを行いつつ、成体の生息環境である樹林と繁殖場及び幼生の生息環境となる湿地の確保を図るとしています。工事にあたっては、これまでの調査結果、専門家からの指導や助言を踏まえ、同資料の表4-2-11に記載した環境保全措置を講じながら進めてまいります。」との回答がありました。

しかし、上記資料では、表4-2-9において「工事の実施により本種の生息への影響があることが予測される。」と明記し、表4-2-11では、「幼生の生息環境である湿地の確保を図る。貯水池の常時満水位以上の標高に流入支沢や増水時の水を利用して湿地を確保する。」などと記述しています。

今回の回答において、私たちの質問に貴職が答えていない点は、「有効な保全措置として、貴職の保全措置が実際に成功しているのか、また、影響の最小化とは具体的にどのようなことを考えているのか」があります。したがって、以下の質問に明解に回答願います。

- 1) 具体的に、どの場所にどのように湿地を確保するのか、あるいは、確保したのか。
- 2) 専門家の指導や助言は、どのようなものであったか。それらを貴職はどのように踏まえて、どのように具体的な保全措置と結びつけたのか。

3. 希少植物の環境保全措置

私たちの質問は、「道路建設に伴い消失すると予測している植物種について、またそれらの種ごとに環境保全措置をどのように講じるかについて、それぞれ具体的にご回答ください。」でした。それに対して、貴職から「平取ダム環境調査検討委員会第8回検討資料 資料3-4-3 植物 表4-3-8において、種ごとに、表4-3-8に記載している各種の生態的特性等を踏まえ、生育適地への移植、生育個体からの種子の採取及び生育適地への播種等を適切に講じることとしています。」の回答がありました。

しかし、上記資料の表4-3-8では、さらに「移植により消失する個体の保全を図る。生育個体の生育状況を監視し、移植が必要と考えられる場合には生育適地に移植を行い、種及び個体の保全を図る。移植が難しい場合について播種が有効な種に限し、播種により種の保全を図る。(今後の検討方針として) 予測の結果から、貯水池の出現等により生物個体の一部が消失する。このことから、今後の環境保全措置の検討方針としては、移植、播種により種の保全を図る。なお、詳細については、今後学識者の助言等を受けながら検討する。」と記述しています。

私たちの質問は、「希少植物に関する有効な保全措置として、移植や播種の方法が種ごとに具体的に成功するのか、成功したのか」、貴職には大きな説明責任があることから、具体的な保全措置を開きましたが、それに対する回答は全体的な言葉だけで、まったく説得力がありません。そのため、改めて、以下の質問に明解に回答願います。

- 1) 種ごとに、どのような生育適地にどのように移植したのか、播種したのか。あるいは、

今後、種ごとにどのように移植するのか、播種するのか。

2) 学識者の助言等は、どのようなものであったか。

4. アイヌ文化保存問題と治水対策

(1) アイヌ文化保存問題

「平取ダム建設によって得られる公共の利益が、アイヌ民族の文化享有権の価値に優先するかどうかの判断について具体的な根拠をお示しください」という私たちの質問に対して、「二風谷ダムの建設が違法とされているものではありません」という貴職の回答がありました。

しかし、この回答は、私たちの質問にまったく答えていません。パブリックコメントでは、多くのアイヌの人達が、チノミシリを水没させないでほしいと願っています。開発局が示した、チノミシリを水没させて、疑似祈りの場を作ることが、「アイヌ民族の民族的・文化的・歴史的・宗教的諸価値を後世に残していくことが困難となる。」と指摘した二風谷ダム判決文の趣旨に反するのではないかという疑問をもちます。そのため、「平取ダム建設がアイヌ民族の文化享有権を侵害するのではないか」という私たちの疑問に明解にお答えください。

(2) アイヌ文化保存問題と治水対策

パブコメにおいて、アイヌの人たちは、「お金がかかっても治水は他の方法ができるのですから、他の方法で行なうべきです」と述べています。開発局が、アイヌ文化を保全できる河道改修はダム建設に比べて約200億円費用がかかるのでダム建設案を採用したと述べているので、「アイヌ民族の文化の価値は200億円以下なのか、具体的に金額で示すとどの程度の価値なのか」と質問したことに対し貴職は答えていません。そのため、「アイヌ民族の文化享有権は国際規約にも認められた重要な権利であり、それを守りながら治水を行なう可能性がある」のに、それを行わない根拠を明確にお示しください。

(3) 稲平川と賀気別川の治水対策

私たちの質問「河道改修で稲平川と賀気別川の治水が可能であるので、(1)二つの河川の合流点より上流で2003年台風時に氾濫がなかったのに、なぜ大量の河道掘削を行うのか、(2)2003年台風時に稲平川の氾濫がなかったのになぜダムを建設するのか、(3)チノミシリの水没を避けるために河道改修をなぜ採用しないのか」に対して、多くのことを回答しています。

しかし、貴職は、つまるところ、「河道改修策では河道掘削量が大量になるから、ダム建設案を採用した」旨を回答しています。「河道掘削策はアイヌ文化保全のための極めて有効なもの」です。したがって、改めて、前回の3つの質問に対して明確にご回答ください。

さらに、稲平川と賀気別川の合流点付近の治水対策について、地元の方がパブリックコメントで別の方策を提案されています。地元の方々との話し合いを望みます。